

◆◆◆配置販売業許可申請手続(新法)◆◆◆

必 要 書 類 等	個人で申請 する場合	法人で申請 する場合
配置販売業許可申請書	○	○
履歴事項全部証明書（発行後6ヶ月以内のもの）		○
申請者の診断書*2（発行後3ヶ月以内のもの）又は疎明書	○	○
役員の確定図*3		○
区域管理者の雇用証明書*4	○	○
その他の薬剤師又は登録販売者の雇用証明書*5	○	○
区域管理者の資格を証する書類*6	○	○
その他の薬剤師又は登録販売者の資格を証する書類*7	○	○
勤務表*8	○	○
研修実施計画書*9	○	○
申請手数料*10	○	○

- * 1 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
合併又は分社化により履歴事項全部証明書が添付できない場合は、事前に申請窓口へ相談してください。
- * 2 申請者の診断書又は疎明書
 - ・ 法人で申請する場合は、取締役全員（ただし、委員会設置会社にあつては執行役）の診断書が必要です。ただし、業務を行う役員を確定する場合は、確定した役員のみ診断書で可能です。
 - ・ 法人の役員（代表者除く。）は、診断書を代表者の疎明書に変えることも可能です。
 - ・ 個人が申請する場合は、診断書が必要です。
- * 3 役員の確定図
 - ・ 申請者が法人の場合、組織図または業務分掌表が必要です。
 - ・ 代表取締役（代表執行役）は全ての業務の決定権があるため、全員が業務を行う役員となります。
- * 4 区域管理者の雇用証明書
 - ・ 開設者が区域管理者を兼務する場合は不要です。
- * 5 その他の薬剤師・登録販売者の雇用証明書
 - ・ その他の薬剤師・登録販売者を雇用する場合は、添付してください。
 - ・ 開設者（法人の場合は取締役（執行役））が兼務する場合は不要です。
- * 6 区域管理者の資格を証する書類
 - ・ 薬剤師免許証又は販売従事登録証の原本を掲示するか、または写しを添付してください。
 - ・ 登録販売者を区域管理者とする場合は、業務従事証明書・実務従事証明書及び勤務状況報告書を添付してください。※H26年度以前の登録販売者試験の合格者については、H32.3.31までは添付不要
- * 7 その他の薬剤師又は登録販売者の資格を証する書類
 - ・ 薬剤師免許証又は販売従事登録証の原本を掲示するか、または写しを添付してください。
- * 8 勤務表
 - ・ 勤務表は、薬剤師又は登録販売者が1名の場合であっても添付してください。
- * 9 研修実施計画書
 - ・ 研修会等の実施計画を申請書の「備考欄」に記載してください。なお、書ききれない場合は「実施計画については別添のとおり」と記載し、別紙様式1に準じた様式を添付してください。
- * 10 申請手数料
 - ・ 29,980円（岡山県証紙を購入してください。）